

財団法人8020推進財団

平成21年度 歯科保健活動助成交付事業報告書抄録

1. 事業名：糖尿病医科歯科連携事業

2. 申請者名：酒井 昭則

3. 実施組織：社団法人 岡山県歯科医師会

4. 事業の概要：

岡山県では、岡山県糖尿病医療連携体制検討会議の中で県内統一の糖尿病治療計画書を用い糖尿病専門医と初期・安定期治療医、合併症治療専門医、急性増悪期治療医が互いに連携を取りながら糖尿病治療にあたることとなった。この糖尿病医療連携では、合併症治療項目の一つに歯周病が入り、県歯会が作成した歯周病セルフチェック票を用い糖尿病患者が歯周病に罹患しているかどうかを医療機関が判定し歯周病の疑いがある患者を歯科医療機関に紹介し診断・治療にあたる。本事業は、糖尿病医科歯科連携がどの程度機能しているかを追跡調査し、より実用的な糖尿病医科歯科連携システムを確立することを目的としている。

5. 事業の内容：

県内統一の糖尿病医療計画書を作成するとともに糖尿病手帳、診療情報提供書の3種類の書類を用い共通認識のもとに糖尿病患者の治療にあたる。歯科においては、合併症の一つである歯周病に関し協力することとなった。この糖尿病医療連携の特色は、行政が主体となり行うもので、一定基準（専門治療、初期・安定期治療医療機関は届出基準の中に歯周病治療に関する教育・連携をすることが義務付けられている）を満たす医療機関が行政に届出し、糖尿病の治療にあたる。歯周病に関しては、県歯会で作成した「歯周病のセルフチェック票」を用い糖尿病専門治療、初期・安定期治療医療機関において糖尿病患者が歯周病に罹患しているかどうかを判定。歯周病の疑いがある患者を届出歯科医療機関に紹介し診断・治療にあたる。なお、患者の希望があれば届出していない歯科医院への紹介も可能となっている。糖尿病手帳は、既成のものを用いるが、歯周病を記入する場所がないために県歯会で作成した記入用紙に必要事項を記入し、貼り付ける。診療情報提供書は歯周病に特化したものを県歯会で作成し連携に用いることとなった。連携開始にあたり、行政主催の医科・歯科合同説明会を2回開催。歯科単独の説明会および研修会を、それぞれ1回開催した。また、会員へは、注意書きとともに届出用紙・連携で必要な書類の配布をおこなった。第一回の届出医療機関のホームページへの掲載は平成21年5月7日で届出は毎月行われた。平成12月7日時点での届出医療機関数(歯科含む)は、667。内、歯科医療機関は、359件であった。8月には講師をお招きし、糖尿病と歯周病に関する研修会を開催した。平成22年1月にアンケート調査を行った結果。平成21年12月末時点での医科からの糖尿病患者で歯周病が疑われる患者の紹介は75名(回収率36.2%)であった。

6. 実施後の評価（今後の課題）：

今回の医療連携は、糖尿病専門治療医療機関が核となった連携で、かかりつけ医療機関で対応出来ない教育入院が必要な中等度・重度の糖尿病患者が対象となっている。この医療連携では医療機関の協力が不可欠であり届出要件の中に【糖尿病診療ガイドラインに即した治療、および歯周病に関する連携・指導が可能であること】との条件はあるものの協力を得ることの難しさを痛感した。この結果を踏まえ歯周病のセルフチェック票」を有効に活用して頂くことを目的に、糖尿病診療ガイドラインの歯に関する項目のみを解説したリーフレットを作成し、チェック票とともに用いることで医療機関での説明の簡素化をはかり、より効率的に歯周病のチェックをして頂けるようにしたいと考えている。また、岡山県糖尿病医療連携推進委員会や地区医師会へのより強力な協力依頼やアンケート結果より多く会員(71%)が研修会の開催を希望していることから、定期的な研修会を開催し、糖尿病医療連携の推進に努めていきたい。